

# 平成26年度「ひょうご放課後プラン事業」の実施について

**実施要綱** 変更なし

## 運用指針

○運営委員会の設置にかかる経費

1市町 388千円 → 248千円 (積算基準: 開催回数: 3回 → 2回)

○コーディネーター配置にかかる経費

144千円 × 週あたり開催日数 × 人数

→ 144千円 × 週あたり開催日数の平均 (端数切上げ) × 人数

※ 1～5教室: 1人、6教室以上: 2人

○子ども教室開設にかかる経費

215千円 × 週あたり開催日数 (最大値) × 開催教室数

→ 215千円 × (週あたりの開催日数 × 開催教室数) の延べ数

## 【積算例】

|   |    | 20日以上<br>週0.5日 | 40日～<br>週1日 | 80日～<br>週2日 | 120日～<br>週3日 | 160日～<br>週4日 | 200日～<br>週5日 | 240日～<br>週6日 | 延べ<br>日数 | 平均<br>日数 |
|---|----|----------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|----------|
| 1 | A市 |                | 3           | 2           |              | 1            |              |              | 11       | 1.8      |
| 2 | B町 | 1              | 2           |             |              |              |              |              | 2.5      | 0.8      |

コーディネーター配置にかかる経費 ※平均日数の端数は切上げる。

A市補助対象上限額 144千円 × 2日 × 2人 = 576千円

B町補助対象上限額 144千円 × 1日 × 1人 = 144千円

子ども教室開設にかかる経費

A市補助対象上限額 215千円 × 1.1日 = 2,365千円

B町補助対象上限額 215千円 × 2.5日 = 537.5千円

## 平成26年度事業実施方針

○開催日数の増

○目標数値: 全市町実施、250教室の開設 (前年比: 2割増)

○児童クラブと連携し、総合的な放課後対策を推進する。

## ◆「子ども教室」開設数の推移

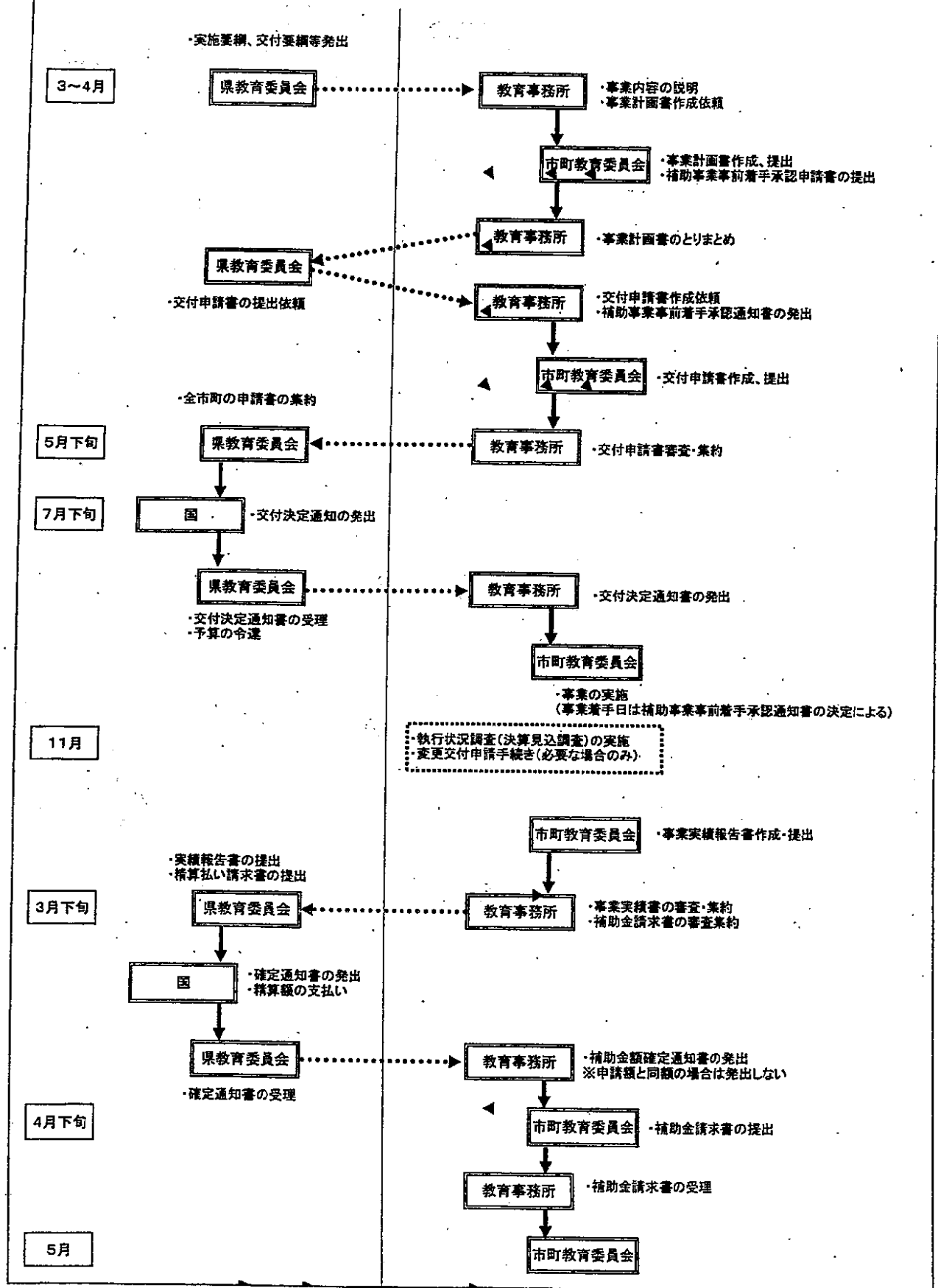
|                             | H19  | H20          | H21          | H22  | H23  | H24  | H25  | H26         |
|-----------------------------|------|--------------|--------------|------|------|------|------|-------------|
| 開設数<br>(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市を除く) | 134  | 154          | 179          | 183  | 196  | 208  | 216  | 250<br>(目標) |
| 開設率<br>(開設数/校区数)            | 31%  | 37%          | 38%          | 39%  | 42%  | 45%  | 46%  | 55%         |
| 開設市町数<br>(全37市町)            | 30市町 | 33市町         | 37市町         | 37市町 | 37市町 | 37市町 | 36市町 | 35市町        |
| 神戸市等を含む県内全市町の開設数            | 214  | 281          | 341          | 373  | 405  | 433  | 482  | 520<br>(見込) |
| 備考                          |      | 西宮市<br>中核市移行 | 尼崎市<br>中核市移行 |      |      |      |      |             |

# ひょうご放課後プラン事業(子ども教室) 開設数の推移

平成26年4月1日現在

|     |       | H21実績 | H22実績 | H23実績 | H24実績 | H25実績 | H26予定 | 校区数 | 全校区<br>開設 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----------|
| 1   | 芦屋市   | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     | 8   | ○         |
| 2   | 伊丹市   | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     | 17  |           |
| 3   | 宝塚市   | 15    | 13    | 19    | 20    | 21    | 23    | 24  |           |
| 4   | 川西市   | 13    | 15    | 16    | 16    | 16    | 16    | 16  | ○         |
| 5   | 三田市   | 7     | 8     | 8     | 8     | 10    | 13    | 20  |           |
| 6   | 猪名川町  | 2     | 2     | 2     | 3     | 3     | 3     | 6   |           |
| 7   | 明石市   | 2     | 2     | 2     | 3     | 3     | 3     | 28  |           |
| 8   | 加古川市  | 2     | 4     | 5     | 5     | 5     | 7     | 28  |           |
| 9   | 高砂市   | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10  | ○         |
| 10  | 稲美町   | 5     | 5     | 6     | 6     | 5     | 5     | 5   | ○         |
| 11  | 播磨町   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 4   |           |
| 12  | 西脇市   | 4     | 4     | 4     | 6     | 7     | 7     | 8   |           |
| 13  | 三木市   | 1     | 1     | 1     | 1     | 0     | 0     | 16  |           |
| 14  | 小野市   | 1     | 1     | 1     | 6     | 6     | 6     | 8   |           |
| 15  | 加西市   | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 11  |           |
| 16  | 加東市   | 9     | 9     | 9     | 9     | 9     | 9     | 9   | ○         |
| 17  | 多可町   | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     | 7   | ○         |
| 18  | 神河町   | 7     | 7     | 7     | 6     | 4     | 4     | 4   | ○         |
| 19  | 市川町   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 0     | 4   |           |
| 20  | 福崎町   | 1     | 1     | 1     | 2     | 2     | 2     | 4   |           |
| 21  | 相生市   | 4     | 4     | 4     | 5     | 6     | 7     | 7   | ○         |
| 22  | たつの市  | 1     | 1     | 4     | 4     | 8     | 4     | 17  |           |
| 23  | 赤穂市   | 2     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 10  |           |
| 24  | 宍粟市   | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    | 17  |           |
| 25  | 太子町   | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4   | ○         |
| 26  | 上郡町   | 7     | 5     | 5     | 3     | 3     | 3     | 3   | ○         |
| 27  | 佐用町   | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 3     | 8   |           |
| 28  | 豊岡市   | 13    | 13    | 11    | 11    | 10    | 11    | 29  |           |
| 29  | 養父市   | 2     | 5     | 7     | 8     | 9     | 9     | 9   | ○         |
| 30  | 朝来市   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 9   |           |
| 31  | 香美町   | 1     | 1     | 1     | 2     | 4     | 7     | 10  |           |
| 32  | 新温泉町  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 6   |           |
| 33  | 篠山市   | 2     | 3     | 4     | 4     | 4     | 4     | 16  |           |
| 34  | 丹波市   | 6     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 25  |           |
| 35  | 洲本市   | 4     | 4     | 4     | 5     | 6     | 6     | 13  |           |
| 36  | 南あわじ市 | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 17  |           |
| 37  | 淡路市   | 9     | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     | 17  |           |
| 計   |       | 179   | 183   | 196   | 208   | 216   | 222   | 454 | 11        |
| 開設率 |       | 38%   | 39%   | 42%   | 45%   | 47%   | 49%   |     | 30%       |

平成26年度「ひょうご放課後プラン事業(子ども教室型)」事業交付申請手続きの流れ



# ひょうご放課後プラン事業の概要

## ひょうご放課後プラン総合推進事業

- 市町ひょうご放課後プラン事業運営委員会の設置
  - ・ 放課後対策事業計画の策定
  - ・ 子ども教室と児童クラブの事業連携の促進

- コーディネータの配置と両事業の連絡調整

### 子ども教室型放課後対策事業

対 象: 地域の子ども全般

開催日: 週 1～6日

運 営: 教育活動推進員および  
教育活動サポーターを配置

### 児童クラブ型放課後対策事業

対 象: 小学校共働き家庭等

1～6年生(登録児童)

開催日: 週 5～6日

運 営: 指導員を配置

生活の場を提供する

情報提供  
連携協力

交流の場

体験の場

学習の場

生活の場

遊びの場

遊びの場

学習の場

地域によるボランティア事業

児童福祉法による事業

コーディネーターの配置

関係機関や団体との連絡調整活動プログラムの企画・策定

補助

県は補助金として2/3を(うち国1/3)負担

- ひょうご放課後プラン事業指導者研修会の開催

## ひょうご放課後プラン事業実施要綱

### 1 目 的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とする。

### 3 事業の内容

この要綱において、次の事業をひょうご放課後プラン事業とする。

#### (1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

#### (2) 放課後対策事業

ア 子ども教室型放課後対策事業

イ 児童クラブ型放課後対策事業

### 4 各事業の実施方法等

市町は、教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）と、児童クラブを所管する部局とが連携を図り、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施にあたるものとする。

#### (1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

##### ア 運営委員会の設置

- ① 市町は、域内の放課後対策事業（子ども教室型・児童クラブ型の両事業、以下同じ）の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。
- ② 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を行う。
- ③ 運営委員の選定にあたっては、地域全体で子どもたちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努める。
- ④ 運営委員会の経費については、委員等謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、運営委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。ただし、飲食物費（県が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

##### イ コーディネーターの配置

- ① 市町は、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら活動を行うものとする。コーディネーターの選任にあたっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

- ② コーディネーターは、「子ども教室」と「児童クラブ」との連携についての調整のほか、学校や関係機関・地域の団体等との連絡調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的な活動プログラムの企画等を行う。
- ③ コーディネーターの配置人数については、県の予算積算を参考に、開設教室数等に応じて、人数を配置する。
- ④ コーディネーターの謝金単価については、県の予算積算を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。  
ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円を上限として積算する。

## (2) 放課後対策事業

市町は次の事業を一体的あるいは連携して実施し、総合的な放課後対策の推進に努めるものとする。

### ア 子ども教室型放課後対策事業

子どもたちの安全・安心な活動拠点を設置し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組。

### イ 児童クラブ型放課後対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。

ウ 子ども教室型放課後対策事業及び児童クラブ型放課後対策事業については、それぞれ別記1、別記2のとおりとする。

## 5 県の支援

県は、実施主体である市町等において円滑な取組促進が図られるよう、以下の事業等を実施するものとする。

### (1) 「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」の設置、運営

ひょうご放課後プラン事業の実施に当たって、県内全体で子どもの健全育成を支援する観点から、県に、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」を設置し、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。

### (2) ひょうご放課後プラン事業指導者研修の実施

各市町が実施する放課後プラン事業に関わる指導者等に対して、資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を実施する。

## 6 留意事項

本事業は、その目的を異にする活動を行うものや、公共性に欠けるものについては対象としない。

子ども教室型放課後対策事業

1 趣 旨

放課後や週末等に学校の施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するものとする。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 対象児童等

本事業の子ども範囲は地域の子ども全般を想定しているものであり、幼児、児童生徒の一部のみを対象とするものではない。

4 運 営

(1) 本事業は、基本的に、小学校・中学校等の学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施することとするが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用するなど、子どもたちが安全に安心して多様な活動ができる場所で実施する。

(2) 指導者等の配置

ア 本事業の実施にあたっては、学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下、「教育活動推進員」という。）を配置する。

イ 本事業の実施にあたっては、プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下「教育活動サポーター」という。）を配置する。

ウ 本事業の円滑な実施を図る観点から、県が実施する教育活動推進員、教育活動サポーター等を対象とした研修への積極的な参加に努めるものとする。

(3) 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、実情に応じて、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものとするとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに限定したり、国公私立の学校種別等の制限を設けることなく、多くの子どもたちが参加できるよう配慮するものとする。

(4) 障害を有する子どもたちに対する放課後対策事業を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫する。

(5) 市町は、総合的な放課後対策を推進する観点から、児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの子ども教室への参加促進に努めるものとする。

(6) 「子ども教室」開催日やイベント内容について、「児童クラブ」の児童の参加を促すための情報を「児童クラブ」に提供するとともに、同一小学校区内に「児童クラブ」が開設されている場合は、連携事業等を実施するものとする。

## 5 事業の内容

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

## 6 費用

- (1) 県教育委員会は、上記2～5の要件を満たした場合に、市町が直接実施する事業又は委託して実施する事業に対して補助金を交付するものとする。

- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

ア 教育活動推進員、教育活動サポーターの配置人数については、各地域の子ども教室の実情（活動の内容や開催日数、参加人数等）に応じて、真に必要な人数を配置する。

イ 教育活動推進員、教育活動サポーターの謝金単価については、県の補助金積算基準を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、教育活動推進員1,080円、教育活動サポーター720円を上限として積算するものとする。

ウ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算する。

ただし、おやつ等の飲食物代や子どもたちの実費相当の保険料・材料費は除く。

エ 子ども教室の開設日数については、原則として週1日（年間40日）を最低実施日数とする。なお、本事業の事業費を積算する際は、原則として、年間250日未満、1日あたり4時間以内（休業日で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付け等に要する時間を含む。）を標準的な日数・時間数として、積算することとする。

オ 「子ども教室」を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算する。

## 7 その他

放課後対策事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

## 別記2

### 児童クラブ型放課後対策事業

#### 1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町、社会福祉法人その他の者（以下「市町等」という。）が行うものとする。

#### 3 対象児童

本事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童を含む）であること（以下「放課後児童」という。）。

#### 4 運 営

（1）本事業は、基本的に、小学校の余裕教室を活用して実施するものとするが、余裕教室がない場合は、小学校敷地内の専用施設のほか、児童館などの社会資源を活用して実施するものとする。

なお、同じ建物内で、別記1に基づく子ども教室型放課後対策事業を併せて行う場合には、放課後児童のための生活の場としての機能が十分確保されるよう留意するものとする。

（2）本事業の実施にあたっては、放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものとする。

（3）放課後児童指導員の選任にあたっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

（4）本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、原則として、年間250日以上開所するものとする。

ただし、別に定める場合は200日以上でも補助対象とする。

また、開所時間は1日平均3時間以上とする。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所するものとする。

（5）子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブあたりの放課後児童の人数が一定規模（71人以上）になった場合には、分割を行うなど適切な人数規模のクラブへの転換に努めるものとする。

（6）本事業の実施にあたっては、利用する放課後児童の健全育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を整えるとともに、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えるものとする。

また、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小

学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備するものとする。

- (7) 本事業の円滑な実施を図る観点から、県が実施する放課後児童指導員等を対象とした児童の安全管理や生活指導、遊びの指導等についての研修への積極的な参加に努めるものとする。
- (8) 市町は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援にあたるものとする。
- (9) 市町は、総合的な放課後対策を推進する観点から、子ども教室と一体あるいは連携して、放課後等の児童の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた利用の促進に努めるものとする。
- (10) 子ども教室の開催日やイベント内容を放課後児童へ提供するとともに、同一小学校区内に「子ども教室」が開設されている場合は、連携事業等を実施するものとする。

## 5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の生活の場の提供、健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確認
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成、遊びを通して、社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (5) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (6) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援、その他放課後児童の健全育成上必要な活動

## 6 費用

- (1) 県は、上記2～5の要件を満たした場合に別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

## 7 その他

放課後対策事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

## 平成26年度ひょうご放課後プラン事業の実施について（運用指針）

### 1 趣 旨

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、ひょうご放課後プラン事業実施要綱に基づき、総合的な放課後対策を推進する。

### 2 実施主体

ひょうご放課後プラン事業計画の策定主体は、市町とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

### 3 事業計画の策定

市町においては、ひょうご放課後プラン事業の実施・推進を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後プラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

#### (1) 市町全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町における放課後対策事業の運営委員会の設置について
- ・未開設校区での「子ども教室」及び「児童クラブ」の開設に向けた計画について（未開設校区を有する市町に限る）

#### (2) 学校区ごとに盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者の見込みについて
- ・現に児童館や公民館などの学校外で実施している取組と学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

### 4 市町の体制及び役割等

市町においては、事業計画を策定し、域内の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

- (1) ひょうご放課後プラン事業の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町に行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者及び地域住民等で構成される運営委員会を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。
- (2) 運営委員会においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を行う。

### 5 費用の積算

本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

#### (1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

##### ア 運営委員会の設置にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2/3、補助対象限度額：248千円

##### イ コーディネーター配置にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2/3

補助対象限度額：144千円×週あたり開催日数の平均（端数切上げ）×1人（1～5教室）

144千円×週あたり開催日数の平均（端数切上げ）×2人（6教室以上）

##### ウ 補助対象

- ・指導者等謝金及び指導者交通費

教育活動推進員、教育活動サポーター、コーディネーター、運営委員等への謝金及び教育活動推進員、教育活動サポーター、コーディネーター、運営委員等の活動や会議に係る交通に要する経費とする。

・活動運営費

指導者等が活動で使用する教材に要する経費、会場や機器等の賃借料、傷害保険（教育活動推進員、教育活動サポーター、コーディネーター、講師等の指導者に限る）、物品の損害保険、印刷費（会議資料、広報資料、報告書等）、消耗品に要する経費とする。

・役務費

「子ども教室」の活動に要する物品や機材等の運送に要する経費、広報資料や会議資料等の送料、連絡通信費、謝金等の振込手数料に要する経費とする。

(2) 子ども教室型放課後対策事業

ア 子ども教室開設にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2／3

補助対象限度額：215千円×（週あたりの開催日数×開催教室数）の延べ数

〔留意事項〕

障害を有する子どもが参加する場合で、人的体制の確保等の適切な措置を講じるための経費は、別途積算することができる。

イ 週あたりの開催日数

年間開催日数に対する、週あたりの開催日数は以下のとおりとする。

| 週あたり開催日数 | 年間開催日数       |
|----------|--------------|
| 1日       | 40日以上        |
| 2日       | 80日以上        |
| 3日       | 120日以上       |
| 4日       | 160日以上       |
| 5日       | 200日以上       |
| 6日       | 240日以上250日未満 |

ウ 補助対象となる標準的な日数・時間数

原則として週1日（年間40日）を最低実施日数とし、年間250日未満、1日あたり4時間以内（休業日で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付け等に要する時間を含む。）を標準的な日数・時間数とする。

〔留意事項〕 年間開催日数が40日に満たない教室の取扱

(1) 新規に開設する子ども教室については、週あたり開催日数を1日として、開設にかかる経費を積算することができる。

(2) 過去に開設実績があり、年間開催日数20日以上の子ども教室については、107.5千円を上限として、開設にかかる経費を積算することができる。

※週あたりの平均開催日数を算出する際は0.5日とする。

エ 補助対象

子ども教室型放課後対策事業の補助対象は、5(1)ウ「補助対象」のとおりとする。

(3) 児童クラブ型放課後対策事業

| 基 準 額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 補助対象                            | 補助率                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------|
| <p>1 児童クラブ型推進費（放課後児童健全育成事業費）</p> <p>(1) 開設日数 250 日以上</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数 10～19 人）当たり年額 @1,096 千円×か所数</p> <p>② 1クラブ（年間平均児童数 20～35 人）当たり年額 @1,984 千円×か所数</p> <p>③ 1クラブ（年間平均児童数 36～45 人）当たり年額 @3,191 千円×か所数</p> <p>④ 1クラブ（年間平均児童数 46～55 人）当たり年額 @3,027 千円×か所数</p> <p>⑤ 1クラブ（年間平均児童数 56～70 人）当たり年額 @2,862 千円×か所数</p> <p>⑥ 1クラブ（年間平均児童数 71 人以上）当たり年額 @2,698 千円×か所数</p> <p>⑦ 長時間開設加算額</p> <p>㊦ 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@269 千円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>㊧ 長期休暇分（1日8時間超えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@121 千円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249 日）</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数 20 人以上）当たり年額：@1,913 千円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@269 千円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p> | <p>児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）</p> | <p>2<br/>／<br/>3</p> |
| <p>2 児童クラブ型支援事業費（放課後児童クラブ等支援事業費）</p> <p>(1) ボランティア派遣事業費</p> <p>1事業当たり年額：@478 千円×事業数</p> <p>(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業費</p> <p>1市町当たり年額 691 千円</p> <p>(3) 障害児受入推進事業</p> <p>① 開設日数 250 日以上、年間平均児童数 10 人以上</p> <p>1クラブ当たり年額：1,577 千円×か所数</p> <p>② 特例分（開設日数 200 日～249 日、年間平均児童数 20 人以上）</p> <p>1クラブ当たり年額：1,261 千円×か所数</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>児童クラブの支援事業に必要な経費</p>         |                      |
| <p>3 児童クラブ型整備事業費（放課後子ども環境整備事業費）</p> <p>(1) 新設 児童クラブ室整備費：1事業当たり 21,504 千円</p> <p>(2) 改修</p> <p>① 児童クラブ設置促進事業費：1事業当たり 7,000 千円</p> <p>② 児童クラブ環境改善事業費：1事業当たり 1,000 千円</p> <p>③ 児童クラブ障害児受入促進事業費：1事業当たり 1,000 千円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>クラブ室の新設 改修<br/>等必要な経費</p>    |                      |

## 6 留意事項

(1) 「子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、ひょうご放課後プラン事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。

(2) 「子ども教室」と「児童クラブ」の両事業を実施する小学校区においては、以下の連携パターンを参考にし、「子ども教室」と「児童クラブ」との間で連携事業等を行うものとする。

### 〔連携パターンの例〕

#### (1) 同一敷地内で開設されている小学校区

##### ア 独立運営型

##### ① 全児童参加型

「児童クラブ」の全児童が「子ども教室」が実施する活動に参加し、「子ども教室」終了後は、「児童クラブ」に戻る。

##### ② 希望児童参加型

・「児童クラブ」の児童のうち希望者が「子ども教室」の活動に参加し、「子ども教室」終了後は「児童クラブ」に戻る。

・「子ども教室」の希望する児童が「児童クラブ」の主催する行事に参加する。

##### イ 一体運営型

児童クラブ専用スペースを設けつつ、「子ども教室」「児童クラブ」が一体で運営し、全児童が自由に活動する。

#### (2) 異なる場所で開設されている小学校区

##### ア 行事参加型

「子ども教室」で開催される行事に、「児童クラブ」の全児童を児童クラブ指導員が引率して参加し、行事終了後は「児童クラブ」に戻る。

##### イ 行事共催型

「子ども教室」「児童クラブ」の共催（もしくは、いずれかが主管）により、両方の子どもが参加する行事（不定期開催）を同一場所で開催する。

## 地域で“共育”土曜チャレンジ学習事業の概要

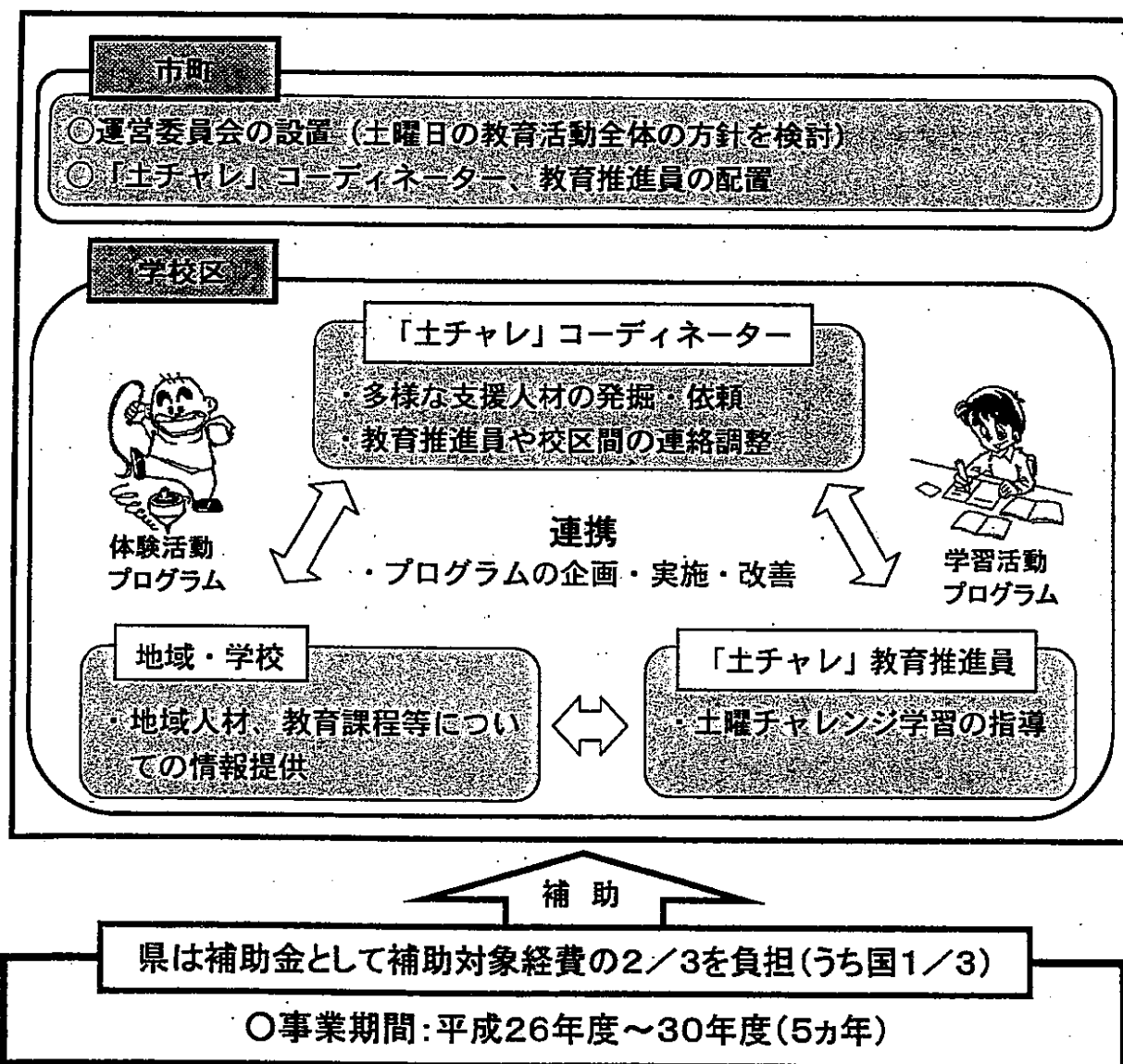
◆地域の多様な経験や技能をもつ人材・企業等の豊かな社会教育資源を活用して、土曜日ならではの体系的・継続的なプログラムを実施し、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日の教育活動を実現する。

○土曜日等に年間10日程度以上の多様な体系的・継続的なプログラムを実施する。

○対象者：地域の子ども全般

○活動例

技術者による使える算数・数学講座、研究員による科学実験教室、  
在外経験者による外国の言語や文化に関する講座、スポーツ、環境等の体験活動



## 地域で「共育」土曜チャレンジ学習事業の補助金交付の概要

### 事業の趣旨

地域の多様な経験や技能を持つ人材、企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図ることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、予算の範囲内で以下のとおり必要な経費を補助する。

### 事業概要

【実施主体】 市町

【補助率】 補助率2/3

#### 【事業内容】

##### 1 市町運営委員会の設置等

- ・事業の効果的な実施に向け、計画や運営方法等を検討、事業の検証・評価等を行う運営委員会を置く。
- ・教育推進委員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行う。

##### 2 コーディネーターの配置

地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、保護者等と連携しながら、地域の教育推進員及びその協力者の確保・登録・配置、地域の事情に応じた体系的・継続的な活動プログラムの計画等を行うコーディネーターを配置する。

##### 3 土曜日の教育活動の実施・運営

地域や企業・団体の多様な人材を教育推進員として配置し、コーディネーターとの連携により、教育活動の充実を図る。

【補助対象経費の積算基準】 ※補助額はこの合計の2/3が上限額となる。

##### 1 運営委員会及び土チャレ教育推進員養成研修にかかる経費

1 市町あたり年額 248千円（謝金・旅費、会議費、消耗品費等）

##### 2 コーディネーターの配置にかかる経費

1 市町あたり年額 864千円

謝金 @1,440×5時間×3日×40週×1人=864,000

※1～5校区：1人、6校区以上：2人

##### 3 土曜日の教育活動の実施・運営にかかる経費

1 校区あたり年額（10回以上） 361千円

①謝金 @1,970×3h×3人×20回/年=354,600

②消耗品等 @2,000×3活動=6,000

#### 【条件】

※小・中学校区を単位として最長2年まで実施可能とする。

※事業実施対象校区の総数は、各市町小・中学校区数の2/3を上限とする。

## 地域で“共育”土曜チャレンジ学習事業 実施要綱

### 1 趣 旨

地域の多様な経験や技能を持つ人材、企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図ることにより、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町とする。

### 3 事業の内容

地域で“共育”土曜チャレンジ学習事業は、次により実施する教育活動とする。

#### (1) 推進委員会の設置等

県は、県内の土曜日等（日曜日、祝日、長期休業を含む。）の教育活動等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、県内の土曜日等の教育活動の総合的な調整役を担うコーディネーター、土曜日等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する教育推進員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、教育活動等の総合的な推進を図る。

##### ① 推進委員会の設置、運営

ア 県は、県内の土曜日等の教育活動等の総合的な在り方の検討を行う推進委員会を設置する。

イ 推進委員会では、土曜日等の教育活動の実施方針、地域や企業等の多様な人材の参画のための仕組みづくり、広報活動方策、安全管理方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

##### ② 指導者等研修の実施

ア 県は、県内の市町が配置するコーディネーターに対して、土曜日等の教育活動の現状や方針、学校や地域団体、企業等との連携方策、地域や多様な企業等の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、経済団体・商工会等との連携、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施することができる。

イ 県は、県内の市町が実施する教育活動に関わる教育推進員に対して、子どもとの接し方、学校の理解、学習活動の計画・実施方策等の資質向上を図るための講義や、多様な経済団体・商工会等との連携、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

## (2) 教育活動等の実施

### ① 市町運営委員会の設置

ア 市町は、域内の教育活動の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。  
なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、地域や企業等の多様な人材の参画のための仕組みづくり、人材確保方策、広報活動方策、安全管理方策等の検討、土曜日等の体系的・継続的な活動プログラムの計画、教育活動の実践に向けて必要となる研修、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定にあたっては、地域の多様な経験を持つ人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、子どもたちの教育活動を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施する。

### ② コーディネーターの配置

ア 市町は、コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、ひょうご放課後プラン事業関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、保護者等と連携しながら、活動を行うものとする。

イ コーディネーターは、域内の土曜日等の教育活動についての調整の他、学校や学校関係者、地域の団体、経済団体、企業等との連絡調整、地域の教育推進員及びその協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた体系的・継続的な活動プログラムの計画等を行う。

### ③ 教育活動の実施・運営

土曜日ならではの多様な教育プログラムを実施できるよう、地域や企業・団体の多様な人材を教育推進員として配置し、コーディネーターとの連携により、教育活動の充実を図ることとする。

更に、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て、教育推進員をサポートする人材を配置するなど、円滑な運営に努めることとする。

そのほか、本事業における土曜日等の教育活動とは、以下の形態・内容を有するものとし、いずれの活動においても実社会につながるプログラムや、教科等に関連したプログラムであって体系的・継続的なものとなるよう努めること。

ア 教育委員会や地域住民(学校支援地域本部、放課後子ども教室等の地域の団体を含む)、保護者、企業など、学校以外の者が中心となって、希望者を対象として行う土曜日等の教育活動。

イ 学校・家庭・地域が連携し、役割分担しながら、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日等の教育環境づくりを推進するために必要な活動。

#### 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町は、県が指定する期日までに事業計画書を県教育長に提出する。

#### 5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町は、県が指定する期日までに、事業報告書を県教育長に提出する。

#### 6 費用

- (1) 県教育長は、上記2～3の要件を満たした場合に、市町が直接実施する事業又は委託して実施する事業に対して補助金を交付するものとする。
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

##### ① 市町運営委員会の設置にかかる経費

運営委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じて必要な経費を適宜積算する。

ただし、飲食物費(当該市町が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は除く。

##### ② コーディネーターの配置にかかる経費

ア コーディネーターの配置人数については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置する。

イ コーディネーターの謝金単価については、1時間当たりの謝金単価は1,440円を上限として積算する。

##### ③ 教育活動の実施・運営にかかる経費

ア 教育推進員については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置する。

イ 教育推進員の謝金単価については、1時間当たりの謝金単価は1,970円を上限として積算する。

ウ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて必要な経費を適宜積算する。

ただし、当該市町が認める会議費以外の飲食物費、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。教材費

等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費として積算する。

#### エ 消耗品費

各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。なお、学校やPTA等が通常使用するものと明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

#### オ 旅費・交通費

校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費等について、積算する。地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。

#### カ 雑役務費

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等にかかる業務を請負で実施する場合について、積算する。

#### キ その他

取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物を実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

### 7 その他留意事項

① 土曜日等の教育活動の計画・実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。

ア 土曜日等の教育プログラムの計画・実施に当たっては、単発的、イベント的な内容にとどまることなく、継続して学習することで、子どもたちが多様な視点を持ち、幅広く知識を獲得することが可能な、体系的な学習が行われるように努めること。

イ 教育課程内での学校の授業における学習内容が、実社会とどのようにつながっているかを学ぶことができるよう、実社会で活躍する地域や企業の幅広い人材の協力を得て、体験型の学習なども取り入れるなど、実施方法の工夫に努めること。なお、学習の形式は講義形式、グループ学習形式、ICTの活用など、学習内容に合った形式で実施して差し支えない。

ウ 教育活動の計画・実施に当たっては、放課後子どもプランを推進する観点から放課後児童クラブとの連携により、域内の子どもたちの参加促進を図られるよう努めること。

エ 就学前の子どもが参加する教育プログラムの計画・実施に当たっては、小学校等を活用して読み書き等の学習の基礎力を培い、また、学校に慣れ

親しむ環境を提供することで、入学にあたっての不安の解消等に努めるとともに、保護者のニーズも踏まえ、親子参加型のプログラムも含めるなど、工夫に努めること。

オ 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、保護者が就労等により家庭にいない子どもに限定したり、国公立の設置者別に制限を設けることなく、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。

カ 教育活動の実施場所としては、基本的に、小学校・中学校・高等学校等の学校施設(教室や余裕教室、校庭、体育館等)を活用するが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用するなど、子どもたちが安全に安心して多様な活動ができる場所で実施すること。

キ 障害を有する子どもたちに対する教育活動を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫する。

② 推進委員会や運営委員会による研修の実施にあたっては、公民館等の社会教育施設等と連携し、その機能を積極的に活用するなど研修内容の充実に努めること。

③ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意点等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。

④ 県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について国に報告すること。

⑤ 本事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

## 8 施行日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 平成 26 年度 地域で“共育”土曜チャレンジ学習事業の実施について（運用指針）

### 1 趣 旨

地域の多様な経験や技能を持つ人材、企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図ることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町とする。

### 3 市町の体制及び役割等

市町においては、土曜日等の教育活動の実践に向けて必要となる事業計画の策定、地域や企業等の多様な人材の参画のための仕組みづくり、模擬授業など教育活動の実践に向けて必要となる研修等を行い、土曜日等における学習支援・体験・交流活動等の総合的な推進を図る。

#### (1) 市町運営委員会の設置等

- ① 市町は、域内の教育活動の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。
- ② 研修の実施にあたっては、公民館等の社会教育施設等と連携し、その機能を積極的に活用するなど研修内容の充実に努めること。

#### (2) コーディネーターの配置

- ① 市町は、コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、保護者等と連携しながら、活動を行うものとする。
- ② コーディネーターは、域内の土曜日等の教育活動についての調整の他、学校や学校関係者、地域の団体、経済団体、企業等との連絡調整、地域の教育推進員及びその協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた体系的・継続的な活動プログラムの計画等を行う。

#### (3) 土曜日の教育活動の実施・運営

土曜日ならではの多様な教育プログラムを実施できるよう、地域や企業・団体の多様な人材を教育推進員として配置し、コーディネーターとの連携により、教育活動の充実に努めることとする。

### 4 費用の積算

本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

#### (1) 積算基準等

- ア 運営委員会にかかる経費（1市町あたり年額）  
補助率：2／3 補助対象限度額：248千円
- イ コーディネーターの配置にかかる経費（1市町あたり年額）  
補助率：2／3 補助対象限度額：864千円×1人（1～5校区）  
864千円×2人（6校区以上）

ウ 土曜日の教育活動の実施・運営にかかる経費（1校区あたり年額）

補助率：2/3 補助対象限度額：361千円（年間10回以上）

（条件）

①補助金積算の対象となる校区の総数（累計）は、各市町の小・中学校区数の2/3を上限とする。

②同一校区に対して連続した2年までを補助金積算の対象期間とすることができる。

## （2）補助対象

### ア 運営委員会及び教育推進員養成研修にかかる経費

運営委員会及び教育推進員養成研修にかかる経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

ただし、飲食物費（当該市町が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

### イ コーディネーターの配置にかかる経費

コーディネーターの配置人数については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置する。コーディネーターの謝金単価については、1時間当たりの謝金単価は1,440円を上限として積算する。

### ウ 教育活動の実施・運営にかかる経費

① 教育推進員については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置する。

教育推進員の謝金単価については、1時間当たりの謝金単価は1,970円を上限として積算する。

② 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて必要な経費を適宜積算する。ただし、当該市町が認める会議費以外のもの飲食物費、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。

③ 教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費として積算する。なお、学校やPTA等が通常使用するものと明確に区別し、まぎれないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

④ 校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費等について、積算する。地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。

⑤ 取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物を実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。